北 振 発 第 ４ ３ ３ 号
令和５年（2023 年）３月１６日

各 市 町 村 長　　様
（職員研修関係担当課扱い）

公益財団法人北海道市町村振興協会
理事長　棚　野　孝　夫
（公印省略）

令和５年度市町村職員まちづくり研修会開催支援金に係る交付申請について（通知）

日頃より、当協会の運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、当協会は、市町村振興支援事業（研修支援事業）の一環として、市町村が地域の課題に対応するため、職員を対象とする研修会の開催を支援する標記の事業を実施しております。
つきましては、次により期限内に交付申請書を提出してください。

記

１　提出期限等
(1) 提出期限　令和５年４月１４日（金）必着
※郵送又は持参により提出してください。
(2) 提 出 先　〒060-0004 札幌市中央区北４条西６丁目　北海道自治会館６階
公益財団法人北海道市町村振興協会　事業推進担当
(3) 提出書類　市町村職員まちづくり研修会開催支援金交付申請書（別記第１号様式、付表１及び付表２）、積算書、積算内訳書等（委託により実施する場合は必須）、支援金総括表、申請チェックリスト、研修会開催要領、講師の略歴等
(4) 提出部数　１部

２　支援対象事業及び対象経費
別紙「『地域づくりセミナー開催支援金』及び『市町村職員まちづくり研修会開催支援金』の対象事業等について」のとおり。
なお、事業内容等が具体的に決定していない事業（研修会の日程、テーマ、内容等が未定）については、支援の対象になりません。

３　支援金額
(1) 単独市町村が開催する場合　　上限３０万円、下限５万円
(2) 複数市町村が合同（広域）で開催する場合　　上限５０万円、下限５万円

４　宝くじの広報表示
本支援事業は、市町村振興宝くじ（通称：サマージャンボ宝くじ）の収益金を活用し実施していることから、事業実施に当たっては宝くじの広報表示が必要です。（交付要綱第１３条のとおり。）なお、宝くじの広報表示については、別紙「広報表示マニュアル」を参照してください。

５　留意事項
(1) 別添「交付要綱等」の内容をよく理解し、事業内容を精査の上、申請してください。
(2) 広域で開催する場合は、代表市町村が申請してください。
(3) 支援決定した研修会において、支援要件であるグループ討議又はワークショップ等が行われていないと判断した場合は、当該事業に係る支援決定を取消す場合があります。

(4) 実績報告書提出の際は、添付書類として支出証拠書類（支出年月日の確認ができる支出伝票等（会計課決裁後）の写し）の提出が必要です。また、伝票の摘要欄等に「〇〇研修会講師謝礼」、「〇〇研修会講師旅費」等、研修会名の記載がないものは支援対象外になりますので、支出の際はご注意ください。

(5) 支援の公平性を確保する観点から、有識者等による助成金審査会において申請内容を審査の上で支援対象事業を決定しますので、支援決定後の事業内容の大幅な変更は認められません。

(6) 支援金申請額は、支援に要する経費の具体的な積算に基づく金額を記載してください。事業費等の積算を行わず、単に支援金上限額を記載しているため、開催経費の総額を過大に計上している申請が見受けられますのでご注意願います。

(7) 支援決定に当たって、市町村からの申請総額が予算額を大幅に超える場合には、市町村間の均衡を考慮し、調整することがあります。

(8) 当協会は令和５年度（2023 年度）に「市町村職員まちづくり研修会開催支援金」を含め、研修支援事業（地域づくりセミナー開催支援金等）及び助成事業（いきいきふるさと推進事業助成金等）の在り方について、抜本的な見直しを予定しています。本支援金の改廃も含めた検討を行うこととしており、令和６年度（2024 年度）以降に反映しますので予めご留意ください。

６　その他

(1) 支援決定の時期は、５月下旬もしくは６月上旬を予定しています。

(2) 申請書等の様式は、当協会ホームページ（https:// do-shinko.or.jp/）「申請書等ダウンロード」のページから最新の様式をダウンロードしてください。

・・・　お問い合わせ先　・・・
公益財団法人北海道市町村振興協会
〒060-0004　札幌市中央区北４条西６丁目
北海道自治会館６階
事業推進担当　石井
TEL：011-232-0281
FAX：011-221-5866
E-mail：z-4@do-shinko.or.jp